

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年9月21日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市長崎港第2区 女神大橋橋梁灯（P4灯）から真方位080°680m付近 （概位 北緯32°43.3′ 東経129°51.6′）
事故の概要	漁船第二十八哲丸は、北西進中、船台に乗り揚げ、擦過した。 第二十八哲丸は、船尾船底キールに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月4日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八哲丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-10382（漁船登録番号）、有限会社柏木水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船尾船底キールに擦過傷 船台 レールに曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。 船長は、左舷方の造船所から海底に延びる船台の位置を示す簡易標識灯（以下「本件標識灯」という。）を前方に視認し、本件標識灯の右側（沖側）が航行可能水域であることを知っていたが、本件標識灯の左側（陸側）の海水色が濃緑色となっており、本件標識灯寄りであれば、水深があり、本件標識灯の左側を航行できると思った。 船長は、本事故当時の潮汐を確認していなかった。
分析	本船は、船長が、本件標識灯を視認した際、本件標識灯寄りであれば本件標識灯の左側を航行できると思い、本件標識灯の左側を航行したことから、船台に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件標識灯を視認した際、本件標識灯の左側を航行したため、本船が船台に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 標識灯が設置された浅水域を航行する場合は、標識灯に従って適切な針路を選定すること。